



JASDAQ

2019年10月21日

各位

会社名 株式会社ポラテクノ
代表者名 代表取締役社長 崎玉 克彦
(コード番号: 4239)
問合せ先 取締役常務執行役員 白砂 直典
管理本部長
(TEL. 0255-78-4700)

日本化薬株式会社による当社株式に係る

株式売渡請求を行うことの決定、当該株式売渡請求に係る承認

及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

2019年10月11日付「支配株主である日本化薬株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、日本化薬株式会社（以下「日本化薬」又は「特別支配株主」といいます。）は、2019年8月28日から当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、2019年10月18日をもって、当社株式41,119,399株（当社の総株主の議決権に対する日本化薬が所有する当社株式の議決権の割合（以下「議決権所有割合」（注）といいます。）にして99.20%（小数点以下第三位を切捨て））を所有するに至り、当社の特別支配株主となっております。

本日、日本化薬は、2019年8月27日付で当社が公表した「支配株主である日本化薬株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、日本化薬が、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったものの、本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、日本化薬が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかったため、当社株式の全て（ただし、日本化薬が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより当社を日本化薬の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に基づき、当社の株主の全員（当社及び日本化薬を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を日本化薬に売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行うことを決定したとのことです。

当社は、本日付で日本化薬より本株式売渡請求に係る通知を受領し、本日開催の取締役会において本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本株式売渡請求の承認により、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2019年11月7日まで整理銘柄に指定された後、2019年11月8日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をJASDAQにおいて取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

(注) 「議決権所有割合」とは、当社が2019年8月8日に公表した「第29期第1四半期報告書」(以下「当社第1四半期報告書」といいます。)に記載された2019年6月30日現在の発行済株式総数(41,450,000株)から当社第1四半期報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(115株)を控除した株式数(41,449,885株)に係る議決権の数(414,498個)に対する割合(小数点以下第三位を切捨ててしております。)をいいます。以下同様です。

記

1. 本株式売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名称	日本化薬株式会社																				
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号																				
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 涌元 厚宏																				
(4) 事業内容	機能化学品、医薬品、自動車安全部品、農薬等の製造及び販売																				
(5) 資本金	14,932 百万円 (2019 年 6 月 30 日現在)																				
(6) 設立年月日	1916 年 6 月 5 日																				
(7) 大株主及び持株比率 (2019 年 3 月 31 日現在)	<table border="1"> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>17.26%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>10.53%</td> </tr> <tr> <td>カヤベスタークラブ</td> <td>3.12%</td> </tr> <tr> <td>全国共済農業協同組合連合会(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)</td> <td>2.97%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱 UFJ 銀行</td> <td>2.93%</td> </tr> <tr> <td>株式会社常陽銀行(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)</td> <td>2.93%</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)</td> <td>2.79%</td> </tr> <tr> <td>資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)</td> <td>1.98%</td> </tr> <tr> <td>中外産業株式会社</td> <td>1.95%</td> </tr> <tr> <td>JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)</td> <td>1.56%</td> </tr> </table>	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	17.26%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10.53%	カヤベスタークラブ	3.12%	全国共済農業協同組合連合会(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	2.97%	株式会社三菱 UFJ 銀行	2.93%	株式会社常陽銀行(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	2.93%	明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	2.79%	資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1.98%	中外産業株式会社	1.95%	JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.56%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	17.26%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10.53%																				
カヤベスタークラブ	3.12%																				
全国共済農業協同組合連合会(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	2.97%																				
株式会社三菱 UFJ 銀行	2.93%																				
株式会社常陽銀行(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	2.93%																				
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	2.79%																				
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1.98%																				
中外産業株式会社	1.95%																				
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.56%																				
(8) 当社と特別支配株主の関係																					
資本関係	特別支配株主は、本日現在、当社株式 41,119,399 株(議決権所有割合: 99.20%)を保有しております。																				
人的関係	本日現在、当社の取締役 7 名のうち、2 名が特別支配株主から転籍、1 名が特別支配株主の取締役常務執行役員、1 名が特別支配株主の従業員の地位を有しております。また、当社の監査役 4 名のうち 1 名が特別支配株主から転籍しております。																				

取引関係	当社は、特別支配株主から原材料を仕入れております。また、当社は、特別支配株主に研究委託を行い、特別支配株主より情報システムの賃借を行っております。
関連当事者への該当状況	特別支配株主は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。

(2) 本株式売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	2019年10月21日（月曜日）
当社の取締役会決議日	2019年10月21日（月曜日）
売 買 最 終 日	2019年11月7日（木曜日）
上 場 廃 止 日	2019年11月8日（金曜日）
取 得 日	2019年11月12日（火曜日）

(3) 売渡対価

普通株式1株につき、993円

2. 本株式売渡請求の内容

当社は、日本化薬より、2019年10月21日付で、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は以下のとおりです。

(1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称
該当事項はありません。

(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して、本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項
日本化薬は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき993円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項
該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）
2019年11月12日

(5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法
日本化薬は、本売渡対価を、日本化薬が保有する当座預金により支払うことを予定しております。日本化薬は、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を保有しております。直近の現預金残高や負債等につきましては、日本化薬の第163期第1四半期報告書に記載された日本化薬の貸借対照表をご確認ください。日本化薬の現預金残高や負債等は、当該貸借対照表から本売渡対価の支払いに影響を与えるような重大な変化はございません。また、日本化薬は、2019年8月28日に提出した本公開買付けの公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）に添付した残高証明書及び融資証明書に記載された金額の資金を本公開買付けの決済時において確保しており、当該資金について、本売渡対価の支払いに必要な金額が依然として確保されております。

(6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。

但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について日本化薬が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下のとおり判断し、2019年8月27日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

当社は、本取引を通じて、次のメリットが生じ、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至りました。

ア. 研究開発体制の一体化・効率的かつ迅速な製品開発の実現

当社は現在1ヶ所の研究開発拠点を所有している他、当社が日本化薬に研究委託をして供給を受けている原料に関連して、日本化薬社内においても当社向けの研究開発拠点があり、当社製品に関連して2ヶ所の研究開発拠点が共存している状況です。本取引を通じて当社が日本化薬の完全子会社となることにより、上記研究委託に限定せず、人材交流も含めて幅広く研究開発における両者の協力関係を強化し、また2ヶ所に分散している当社製品の研究拠点を有機的に連動させることで、研究開発体制の一体化が実現され、効率的かつ迅速な製品開発を実現し、当社顧客ニーズに対するより迅速かつきめ細かな対応が可能となると考えております。

イ. 両者の技術を活用した新製品開発

前項記載のとおり、本取引を通じて、研究開発体制の一体化を実現することが可能になると考えております。その結果として、当社の特徴である高い耐久性を持った機能性偏光フィルムの加工技術と、日本化薬の特徴である液晶及びナノ粒子を用いた光制御フィルムに関する技術を従来以上に相互活用することにより、当社の事業において競争力のある製品開発が実現可能になると考えております。

ウ. 効率的な生産体制の構築

当社及び子会社7社（総称して、以下「当社グループ」といいます。）並びに日本化薬、子会社35社及び関連会社10社（総称して、以下「日本化薬グループ」といいます。）

は現在それぞれ独立した生産設備を有しており、当社グループにおいては現在一部製品を日本化薬グループから仕入れておりますが、当社が日本化薬の連結子会社に留まっており、両者間で連携を図る際に一定のプロセスが必要となるため、その協力関係は必ずしも密なものではありません。本取引を通じて当社が日本化薬の完全子会社となることで、当社グループ及び日本化薬グループ両者にとって効率的で最適な生産体制が実現できると考えております。

エ. 日本化薬グループのグローバル販売チャネルの活用

当社は現在香港に販売子会社を有しておりますが、欧米をはじめとする各地域に存在する日本化薬グループの販売チャネルを活用したり、日本化薬グループ及び当社のグローバル販売を担当する部門がより効率的に販売活動を実施できるよう組織を再編成するなど、より柔軟に活用することが可能となり、現在中国向けが中心である光学フィルム事業において欧米をはじめとする各地域への販売拡大が可能になると考えております。

オ. 経営資源の効率的活用によるコスト削減

本取引を通じて当社及び日本化薬グループは、より活発な人的交流を実現することができ、中長期的には両者の不足機能を相互に補完したり重複機能を削減したりすることにより、グループとして最適な人員配置が可能になるものと考えております。また、当社は兼ねてより、上場において必要とされる管理部門の費用等、上場維持による経営負担について問題認識を有しておりましたが、本取引によって非上場化を実現することにより、その負担を解消し、事業成長への経営資源の集中を図ることが可能になると考えております。

また、日本化薬及び当社は、2019年6月上旬より本公開買付価格を含む本取引の諸条件についても具体的な協議・検討を開始し、継続的に協議・交渉を行いました。

上記の協議・検討を重ねた上で、(i)本公開買付価格 993 円が本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている当社、日本化薬及び株式会社有沢製作所（以下「有沢製作所」といいます。）から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）による当社株式の株式価値算定結果において、市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果の範囲を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の算定結果の範囲内にあること、(ii)本公開買付価格が、本公開買付けの公表日である 2019 年 8 月 27 日の前営業日である 2019 年 8 月 26 日の JASDAQ における当社株式の終値 511 円に対して 94.32%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、過去 1 ヶ月間（2019 年 7 月 29 日から同年 8 月 26 日まで）の終値単純平均値 517 円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して 92.07%、過去 3 ヶ月間（2019 年 5 月 27 日から同年 8 月 26 日まで）の終値単純平均値 524 円に対して 89.50%、過去 6 ヶ月間（2019 年 2 月 27 日から同年 8 月 26 日まで）の終値単純平均値 536 円に対して 85.26%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっていること、(iii)本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置等の公正性を担保するための措置が取られていること等、少数株主の利益へ配慮がなされていると認められること、(iv)上記措置が取られた上で、日本化薬と当社との間で、独立当事者間の取引における協議・交渉と同程度の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、(v)本公開買付けの開始に当たり設置された特別

委員会（以下「本特別委員会」といいます。）が、本公開買付価格について、妥当である旨の意見を述べていること等を踏まえ、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

その後、当社は、2019年10月11日、日本化薬より、本公開買付けに対して当社株式13,575,399株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、日本化薬は、2019年10月18日をもって、当社の総株主の議決権に対する議決権所有割合が90%以上となり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、日本化薬より、2019年10月21日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、2019年10月21日開催の当社の取締役会において、(a)本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、2019年8月27日開催の取締役会において、審議に参加した当社の取締役の全員一致で決議したとおり、当社が本取引により日本化薬の完全子会社となること、当社の企業価値の向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(b)本売渡対価は、本公開買付価格と同一であり、本公開買付価格の決定に際しては、当社、日本化薬及び有沢製作所から独立した本特別委員会の答申書（以下「本答申書」といいます。）を取得する等、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(c)日本化薬は、本売渡対価を、日本化薬が保有する当座預金により支払うことを予定しているところ、日本化薬の第163期第1四半期報告書に記載された貸借対照表により、現預金残高及び負債等を確認した結果、日本化薬による本売渡対価の支払のための資金手当がなされていること、また、日本化薬によれば、現預金残高や負債等は当該貸借対照表から本売渡対価の支払いに影響を与えるような重大な変化はなく、本公開買付届出書に添付された残高証明書及び融資証明書に記載された金額の資金を本公開買付けの決済時において確保しており、本売渡対価の支払いに必要な金額が依然として確保されていること等から、日本化薬による本売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(d)本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e)本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(f)本特別委員会が、本売渡対価による本株式売渡請求についても検討をした上で、本取引は少数株主に不利益ではない旨の本答申書を提出していることがそれぞれ認められると判断し、審議に参加していない渋谷朋夫氏、湯屋秀之氏及び葎原義弘氏を除く取締役全員の一致で、当社を日本化薬の完全子会社とすることを目的とする本取引を進めるべく、日本化薬からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

なお、日本化薬の取締役常務執行役員を兼務している渋谷朋夫氏、日本化薬の従業員の地位を有している湯屋秀之氏、及び本公開買付けの開始時点において当社の主要株主で第2位の大株主であり、かつ、日本化薬との間で本公開買付けへの応募に関する契約を締結している有沢製作所の上席執行役員を兼務している葎原義弘氏は、本公開買付けを含む本取引に関する当社の取締役会の意思決定における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本株式売渡請求を承認した取締役会について、その審議及び決議には参加しておりません。上記取締役会の審議及び決議に参加した取締役のうち、崎玉克彦氏は2010年に、白砂直典氏は2007年に日本化薬から当社に転籍しており、転籍後相当期間が経過しております。渡邊耕一氏及び笹川等氏は2005年に有沢製作所から当社に転籍しており、転籍後相当の期間が経過しております。また、崎玉克彦氏は転籍後当社管理本部総務部長や当

社開発本部長を、白砂直典氏は転籍後当社営業本部管理部統括や当社物流本部生産管理部長等を、渡邊耕一氏は転籍後当社生産本部第一技術部グループリーダーや当社生産本部長等を、笹川等氏は転籍後当社生産本部第一製造部統括付品質担当グループリーダーや当社生産本部製造部長等をそれぞれ担当しており、当社固有の業務を継続して担当していることから、日本化薬及び有沢製作所との関係で利益相反のおそれはないものと判断しております。

また、本取引の公正性を担保する観点から、当社の監査役4名のうち、有沢製作所の常勤監査役を兼務している太田耕治氏及び日本化薬の従業員の地位を最近まで有していた弘津克巳氏は、上記取締役会の審議には一切参加しておりません。なお、上記取締役会においては、出席した監査役である長田啓子氏及び横田晃一氏はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

(2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本売渡対価は本公開買付け価格と同一であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、JASDAQ に上場されていますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は JASDAQ の上場廃止基準に該当することとなり、本日から 2019 年 11 月 7 日まで整理銘柄に指定された後、2019 年 11 月 8 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を JASDAQ において取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、日本化薬が当社株式 27,544,000 株（議決権所有割合：66.45%）を所有し当社を連結子会社にしており、当社の支配株主となっていること、当社の取締役である渋谷朋夫氏は日本化薬の取締役常務執行役員を、当社の取締役である湯屋秀之氏は日本化薬の従業員をそれぞれ兼務していること、当社の主要株主で第 2 位の大株主である有沢製作所が日本化薬との間で本公開買付けへの応募に関する契約を締結し、有沢製作所が所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしていること、当社の取締役である葭原義弘氏は有沢製作所の上席執行役員を、当社の監査役である太田耕治氏は有沢製作所の常勤監査役をそれぞれ兼務していること、当社の監査役である弘津克巳氏は日本化薬の従業員の地位を有していたことから、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社及び日本化薬は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として以下の措置を実施いたしました。

なお、日本化薬は、本公開買付けの公表日（2019 年 8 月 27 日）時点において、当社株式 27,544,000 株（議決権所有割合：66.45%）を既に所有しており、かつ、当社株式 9,280,000 株（議決権所有割合：22.38%）を所有している有沢製作所との間で本応募契約を締結しているため、日本化薬及び有沢製作所を除く当社の株主が保有する株式の過半数が本公開買付けに応募されることを本公開買付けの成立の条件とする、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の応募を本公開買付け成立の条件とすると、本公開買付けの成立について不確実となり、本公開買付けへの応募を希望する当社の少数株主の利益に資さない可能性があることから本公開買付けにおいてマジョリ

ティ・オブ・マイノリティの応募を本公開買付け成立の条件としていないとのこと。もっとも、日本化薬は、当社及び日本化薬において下記①乃至⑦の措置を実施していることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのこと。

また、以下の記述中の日本化薬において実施した措置については、日本化薬から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、日本化薬から提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社、日本化薬及び有沢製作所から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメントより、当社株式の株式価値に関する株式価値算定書を取得しております。当該株式価値算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 日本化薬における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

日本化薬は、本公開買付け価格を決定するにあたり、日本化薬、当社及び有沢製作所から独立した第三者算定機関である三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、2019年8月26日付で株式価値算定書を取得したとのこと。当該株式価値算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 公開買付けにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社、日本化薬及び有沢製作所から独立したリーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。なお、TMI 総合法律事務所は、当社、日本化薬及び有沢製作所の関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有しません。

④ 当社における特別委員会の設置

当社は、当社が日本化薬の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することを踏まえ、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反を排除し、その公正性を担保する観点から、2019年6月20日、当社、日本化薬及び有沢製作所から独立した長田啓子氏（税理士、当社社外監査役・独立役員）、小池良輔氏（弁護士、奥野総合法律事務所・パートナー）及び高橋直樹氏（公認会計士、株式会社デルタスペース代表取締役）の3名から構成される本特別委員会（なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更しておらず、また、互選により、特別委員会の委員長として長田啓子氏を選定しております。）を設置しております。当社は本特別委員会に対し、本公開買付けに対して当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、①本取引の目的の合理性、②本取引に係る手続の公正性、③本取引の条件（本取引により当社の少数株主に交付される対価を含む。）の妥当性、④上記を踏まえ、本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否か（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、当社は、本特別委員会に本答申書の提出を委嘱いたしました。

本特別委員会は、2019年7月3日から2019年8月26日まで合計5回開催され、本諮問事項に関して、慎重に協議及び検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、まず初回の本特別委員会において、当社が選任した第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを当社の第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認するとともに、日本化薬との交渉過程への関与方針として、直接の交渉は当社の社内者やアドバイザーが行うこととしつつ、交渉担当者から適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができることを確認しております。その上で、本特別委員会は、当社から、当社の沿革、当社の事業及び業績の状況、現在の経営課題、当社の事業計画の内容、本取引による当社事業への影響等について説明を受け、質疑応答を行っております。また、日本化薬に対しては、本特別委員会から質問を書面により送付した上で、本取引を提案するに至った理由及び背景、本取引の目的、本取引によって見込まれる定性面でのシナジー効果・意義その他の影響の内容、本取引後に予定している経営体制の方針等について回答を受けることにより、質疑応答を行っております。また、本特別委員会は、当社から、日本化薬と当社との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格につき、日本化薬から 993 円という最終的な提案を受けるに至るまで、日本化薬に対して公開買付価格の増額を要請すべき旨を当社に意見するなどして、日本化薬との交渉過程に関与しております。さらに、本特別委員会は、当社の第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントから、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行うとともに（なお、フロンティア・マネジメントは、株式価値の算定の基礎とされた当社の事業計画について、複数回、当社と質疑応答を行い、その合理性を確認しております。また、本特別委員会は、当社との間で事業計画に関する質疑応答を行ったほか、フロンティア・マネジメントから事業計画に係る説明を受けるなどして、自ら当社の事業計画の作成経緯や重要な前提条件等を確認・検討し、その合理性を確認しております。）、当社のリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、本取引の手續面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けております。

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2019 年 8 月 26 日に、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

(i)本取引の目的の合理性

本取引の実施により、当社は日本化薬の完全子会社となることが企図されているところ、これが実現されれば、当社が見込んでいる、①意思決定の迅速化、②研究開発の効率化、③経営資源の効率化の各効果が顕在化すると言ってよいものと考えられる。そして、当社が見込んでいる①収益性の改善、②生産効率の向上といったメリットも、実現することが期待できると言ってよいと考えられ、③上場維持コストが削減されることをメリットとして見込むことも合理的である。さらに、一般的に非上場化に伴うデメリットとして懸念される点について、当社が検討している対応や見通しについても、特段不合理な点は見当たらない。以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引により当社の企業価値の向上が見込まれると認められ、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

(ii)本取引の取引条件の妥当性

本取引の取引条件について、①本公開買付けが、当社の発行済普通株式の全てを対象として実施されるものであり、日本化薬による本公開買付けに係る意思決定等を始め本公開買付けに係る各種手續に、金融商品取引法等関係諸法令に照らして不当な点は見当たらないこと、②本公開買付けにおいては、当社の少数株主に交付される対価は金銭とされており、換価困難な財産ではなく、株主保護の観点から妥当なものであると評価することができること、③買収対価の水準の妥当性についても、(a)フロンティア・マネジ

メントにより作成された本株式価値算定書の内容や、当社における過去の市場株価の推移に照らして少数株主にとって特に不利な水準であるとは認められず、フロンティア・マネジメントが用いた算定方法等について不合理な点は認められないこと（なお、当社は2019年7月30日に業績予想の修正を行っているが、本特別委員会は、業績予想の修正の根拠について審議した結果、修正の内容及びその時期について不合理な点は認められないと判断した）、(b)下記のとおり、本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、本公開買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められること、(c)日本化薬は有沢製作所との間で本応募契約を締結しており、本公開買付価格は独立当事者間における交渉の結果も踏まえて決定されたものであり、当社及び日本化薬間においても公開買付価格の協議・交渉が複数回行われており、本公開買付価格は、独立当事者間における真摯な交渉を経て決定されたものであると評価することができること、(d)本公開買付けに応募しなかった株主は、本公開買付けの後に実施される予定の株式売渡請求又は株式の併合の方法を用いた完全子会社化の手続において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格と同一となるよう算定される予定であり、このことがプレスリリース等においても明示される予定であることを踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引により当社の少数株主に交付される対価は妥当であると判断するに至った。

(iii)本取引の手続の公正性

本取引の手続について、(a)独立した特別委員会が設置され、当社の交渉担当者から適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができるようにするなど、特別委員会の実効性を高めるための実務上の措置が採られたうえで、取引条件の交渉過程に実質的に関与していること、(b)当社が本取引を検討するにあたり、外部専門家の独立した専門的助言等を受け、その是非等について慎重に検討していること、(c)他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）について、本取引においては日本化薬が支配株主であるため、マーケット・チェックを実施する意義が乏しい場合に当たると考えられるところ、法定の最短期間である20営業日を超える30営業日の公開買付期間が設定されることにより対抗提案が可能な期間が比較的長期間確保されており、対抗提案者が実際に出現した場合に、当該対抗提案者が当社と接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意等を行われていないため、マーケット・チェックの観点からも適切な措置がとられていると評価することができること、(d)本取引においては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定した場合、本公開買付けの成立について不確実性が高まり、かえって本公開買付けへの応募を希望する少数株主の利益に資さない可能性があり、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定をしないという対応には一定の合理性が認められること、(e)日本化薬及び当社による本取引に係る開示書類において、少数株主が取引条件の妥当性等について判断するために相当と認められる情報が開示される予定であること、(f)本取引においては、本公開買付けに応募しなかった株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されており、また、各株主に対し本公開買付価格と同額の金銭が交付される予定であること等に照らし、本公開買付けに応募しなかった株主の利益に一定の配慮がなされていると考えられることを踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては十分な公正性担保措置が講じられていると判断するに至った。さらに、当社が、日本化薬からの本公開買付価格の提示に対し、少数株主の利益保護の観点から対案となる買付価格を日本化薬に対して提示し、本公開買付価格を引き上げるための実質的な協議・交渉を複数回にわたって行っており、当社が、本取引の諸条件について、当社の少数株主の利益保護の観点から慎重に協議・交渉を行っていることや、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、当社側に日本化薬又はその特別利害関係人が影響を与えたことを推認させる事実は存在しないことを踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の

手続は公正であると判断するに至った。

(iv)上記(i)乃至(iii)その他の事項を前提に、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引は少数株主に不利益ではないと判断するに至った。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

前記「(1)承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、当社の取締役会は、フロンティア・マネジメントより取得した株式価値算定書及びTMI総合法律事務所からの法的助言を踏まえて、本特別委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討をいたしました。

その結果、当社は、両者のもつ独自技術の融合を促進させ、独自の新製品の開発、新事業の創出・グローバル化を加速させることを可能とするためにも、日本化薬の完全子会社となり、より強固な資本関係のもとでの一体経営を行うことが必要と考え、日本化薬のみを当社の株主とすることが、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと判断するに至りました。

以上により、当社は2019年8月27日開催の取締役会において、当社の取締役7名のうち、渋谷朋夫氏、湯屋秀之氏及び葎原義弘氏を除く、審議及び決議に参加した全ての取締役の全員一致により上記の決議をいたしました。

また、上記取締役会においては、下記のとおり、当社の監査役4名のうち太田耕治氏及び弘津克巳氏は出席しておりませんが、出席した長田啓子氏及び横田晃一氏はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、当社の取締役7名のうち、日本化薬の取締役常務執行役員を兼務している渋谷朋夫氏、日本化薬の従業員の地位を有している湯屋秀之氏及び有沢製作所の上席執行役員を兼務している葎原義弘氏は、当社取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、当社の立場において本取引の検討、本取引に係る日本化薬との協議・交渉に参加していません。当社取締役会の審議及び決議に参加した取締役のうち、崎玉克彦氏は2010年に、白砂直典氏は2007年に日本化薬から当社に転籍しており、転籍後相当期間が経過しております。渡邊耕一氏及び笹川等氏は2005年に有沢製作所から当社に転籍しており、転籍後相当の期間が経過しております。また、崎玉克彦氏は転籍後当社管理本部総務部長や当社開発本部長を、白砂直典氏は転籍後当社営業本部管理部統括や当社物流本部生産管理部長等を、渡邊耕一氏は転籍後当社生産本部第一技術部グループリーダーや当社生産本部長等を、笹川等氏は転籍後当社生産本部第一製造部統括付品質担当グループリーダーや当社生産本部製造部長等をそれぞれ担当しており、当社固有の業務を継続して担当していることから、日本化薬及び有沢製作所との関係で利益相反のおそれはないものと判断しております。また、本取引の公正性を担保する観点から、当社の監査役4名のうち、有沢製作所の常勤監査役を兼務している太田耕治氏及び日本化薬の従業員の地位を最近まで有していた弘津克巳氏は、当社取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加していません。

⑥ 取引保護条項の不存在

当社及び日本化薬は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑦ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保す

るための措置

日本化薬は、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i)本公開買付けの決済の完了後速やかに、日本化薬が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て（ただし、日本化薬が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請をすることを予定しており、当社の株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用せず、(ii)株式売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（日本化薬及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、日本化薬は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は 20 営業日であるところ、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）を 30 営業日に設定しているとのことです。日本化薬は、本公開買付期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しているとのことです。

4. 今後の見通し

本株式売渡請求後における当社の経営体制等につきましては、今後、当社及び日本化薬との間で協議・検討していく予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

日本化薬は、当社の支配株主であるため、当社取締役会による本株式売渡請求に係る承認は、支配株主との重要な取引等に該当します。当社が、2019年7月12日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、本公開買付け（当社の賛同及び応募推奨を含みます。）及び本株式売渡請求を含む、本取引に関して、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、①独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得し、②独立した法律事務所からの助言を受け、③意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として本特別委員会を設置の上、本取引は少数株主に不利益ではない旨を内容とする本答申書を取得し、④当社における利害関係を有しない取締役全員及び監査役全員の承認を得ており、当社の意思決定における支配株主からの独立性は十分に確保しており、上記指針に適合していると考えております。

なお、2019年7月12日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社が日本化薬株式会社と取引を行う場合、商取引上の一般的な取引条件及び同社以外の同種企業との取引と同様の条件に従い、双方協議の上、合理的に取引条件を決定しており、これにより少数株主に不利益をもたらすようなおそれはありません。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2019年8月26日、本特別委員会より、本公開買付け（当社の賛同及び応募推奨を含みます。）及び本株式売渡請求を含む、本取引は少数株主に不利益ではない旨を内容とする本答申書を入手しております。詳細は、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における特別委員会の設置」をご参照ください。なお、本答申書は、本株式売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

以 上